

兵庫県文化賞規則

昭和38年8月16日

兵庫県規則第84号

(目的)

第1条 この規則は、学術その他文化の高揚に貢献してその功績が顕著な者に兵庫県文化賞（外国人にあつては兵庫県国際文化賞）を贈ってこれを表彰することにより、文化の向上発展を図ることを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することがある。

- (1) 学術的研究により特に文化の向上発展に貢献した者
- (2) 文化的価値が特に高い科学的研究又は発明若しくは発見を行った者
- (3) 健全な芸術、芸能等における活動により特に文化の向上発展に貢献した者
- (4) 優良な文化施設の活用により特に文化の向上発展に貢献した者
- (5) その他文化的活動による功績が顕著で特に文化の向上発展に貢献した者

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、兵庫県文化賞（外国人にあつては兵庫県国際文化賞）及び賞金又は賞品を授与して行う。

(表彰の期日)

第4条 兵庫県文化賞の表彰は、毎年11月3日に行う。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

2 兵庫県国際文化賞の表彰は、必要の都度知事が指定する日に行う。

(公表)

第5条 表彰を受けた者の住所及び氏名その功績その他必要な事項は、県公報に登載する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 兵庫県文化賞規則（昭和23年兵庫県規則第100号）は、廃止する。

附 則（令和6年11月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。